

# インボイス制度の概要

全ての事業所が対象

～インボイス制度は経営に大きな影響が及ぶ可能性のある制度です～

令和3年10月1日から登録申請開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請の必要があります。

令和5年  
10月1日より  
開始

## インボイス制度とは

「適格請求書等保存方式」とも呼ばれ、取引の消費税額を正確に把握するための請求書等を交付や保存することに関する制度

## 適格請求書とは

正確な適用税率や消費税額等を伝えるための登録番号の他、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートなどこれらに類するもの

## 適格簡易請求書とは

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができる

## 適格請求書の記載留意点 適格請求書の記載事項

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

《適格請求書記載例》

請求書

請求金額 14,200円

10月分

日付	品名	金額
10/5	豚肉 ※	3,000円
10/5	魚 ※	2,000円
10/19	酒	8,000円
合計		13,000円
8%対象	5,000円	消費税 400円
10%対象	8,000円	消費税 800円
合計		1,200円

※は軽減税率対象

## 適格簡易請求書の記載事項

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

《適格簡易請求書記載例》

領収書

スーパー○○ 茨城県… 登録番号：T12345…

××年10月15日

牛乳※	1	¥216
タオル	1	¥110
キャベツ※	1	¥162
合計		¥488
8%対象		¥378
10%対象		¥110
(内 消費税)		¥28
(内 消費税)		¥10
お預り		¥500
お釣		¥12

※は軽減税率対象

## インボイス制度による影響

### 【課税事業者の場合】

免税事業者と取引している場合、適格請求書が発行されないため、消費税の仕入額控除ができなくなり、納税額が増える可能性があります。

### 【免税事業者の場合】

課税事業者が免税事業者との取引で支払った消費税は仕入税額控除を受けられないため、支払った消費税分は、課税事業者が自腹を切って納税することになります。

そのため免税事業者は、課税事業者になるよう要請される。または免税事業者のままだと取引がなくなってしまう可能性があります。

## インボイス制度への対応

### 【課税事業者】

- 適格請求書発行事業者の登録を行う。
- 適格請求書を発行するため請求書等の書式の見直し。
- 免税事業者等の取引先の見直し。

### 【免税事業者】

- 課税事業者になり、適格請求書発行事業者になるべきか検討する。
- 取引先の変更を視野に入れて対策を練る。

●詳しくはこちら「国税庁 特集インボイス制度」

インボイス制度 検索



# 融資

## ■新分野進出等支援融資

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中であっても、新たな事業分野への進出や事業・業態の転換、事業規模の拡大、海外への事業展開に意欲的に挑戦する中小企業者の資金繰りを支援します。

※令和4年度も3年間の利子補給と、信用保証料の1/2補助を実施します。

## 【融資対象者】

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者で、次に掲げるいずれかの事業計画を策定して実行する者

- 新分野進出（日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業に進出する取組）に関する事業計画
- 事業転換（現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組）に関する事業計画
- 業態転換（商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組）に関する事業計画
- 事業拡大（新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大する取組）に関する事業計画
- 海外展開（商品、サービス等の輸出又は海外直接投資の取組）に関する事業計画※1

※1 県内事業所の規模縮小及び従業員減少を伴わないもの

## 【融資条件】

資金の区分	設備資金	運転資金		
融資限度額	1億円	3,000万円		
融資期間（据置期間）	10年以内（2年以内）	5年以内（1年以内）		
融資利率（年利）	融資期間		融資利率	
			信用保証付き	信用保証なし
	3年以内		1.3%	1.8%
	3年超 5年以内		1.4%	1.9%
5年超 7年以内		1.5%	2.0%	
7年超 10年以内		1.6%	2.1%	
利子補給	3年間10/10補給※2			
信用保証料率	信用保証を付す場合は0.45%～1.90%※3			
信用保証料の補助	1/2補助※2			
資金使途	事業計画の実施に必要な資金※4			

※2次に該当する場合は、利子補給及び信用保証料補助の対象外となります。

・過去に新分野進出等支援融資で借り入れた資金の返済のためにこの融資を利用する場合

・小規模企業支援融資（新分野進出等支援分）を利用する場合

※3茨城県信用保証協会において上記の信用保証料率から10%割引をします。

※4融資対象者の要件を満たせば、経営力向上計画、経営革新計画若しくは先端設備等導入計画又は国等の補助事業の事業計画の自己資金分に利用可能

## 新分野進出等支援融資の利用イメージ

1. 新分野進出	建設業（木造建築工事業） 古民家を購入して飲食店に改装し、地元食材利用の日本料理店を開店	4. 事業拡大	製造業（金属プレス製品製造） 工場の新増設により生産能力を強化し、受注を拡大
運輸業（タクシー事業）	新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、宅配サービスを開始	飲食業（レストラン経営）	第2号店として新規店舗を出店し、新たな顧客層を開拓
2. 事業転換	小売業（ガソリンスタンド） エコカーの普及により需要が減少したため、洗車専門店に事業を転換	5. 海外展開	製造業（酒類製造業） 海外に販路を拡大するため、現地コーディネーターに委託して営業を展開
製造業（測定器製造業）	脱炭素社会を見据えて風力発電設備の部品製造に事業を転換	飲食業（すし店経営）	海外の健康志向の高まりを受け、アジアに出店
3. 業態転換	小売業（衣料品販売業） 衣料品の店舗販売からサブスクリプションでのサービス提供に転換	製造業（陶磁器製造業）	店頭販売の売上が減少したため、ECサイトでの販売を開始

## 融資の申込み

## 融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。令和5年3月31日融資実行分まで ※ただし、予算の上限に達し次第終了